

宮城県社会福祉審議会議事録

I 日 時 平成30年5月15日（火）午後1時30分から午後3時30分

II 場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

III 出席委員 19人

IV 出席者（敬称略）

別紙のとおり

V 会議経過

千葉 恵子（宮城県保健福祉部保健福祉総務課課長補佐（総括担当））の司会により、下記のとおり開催した。

1 開 会

（司会）

それでは、只今から、宮城県社会福祉審議会を開会いたします。

はじめに、会議の成立について御報告いたします。本日は25名中19名の委員の皆様にご出席いただいておりますことから、宮城県社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本日の会議は成立しております。

また、本日の会議は、情報公開条例に基づき、公開により進めさせていただきます。議事録は、委員の皆様にご確認をいただいたあと、県政情報公開センター等で公開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

2 あいさつ

（司会）

はじめに、開会に当たりまして、佐野好昭宮城県副知事より御挨拶を申し上げます。

（佐野副知事）

みなさん、こんにちは。副知事の佐野でございます。

社会福祉審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日お集まりをいただきました皆様には、日頃から本県の保健・医療・福祉行政の推進に当たりまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

また、東日本大震災から丸7年が経過いたしました。皆様には、それぞれの専門分野

において復旧・復興に向け御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして、深く感謝申し上げる次第でございます。

平成30年度は「宮城県震災復興計画」に定める「発展期」3年間の初年度として、復興の総仕上げに向けて踏み出す年となります。

応急仮設住宅には、いまだ6千人を超える方々が入居している状況であり、また、災害公営住宅に入居された方も、新たな地域コミュニティ作りが必要になりますことなどから、県では、引き続き、生活環境と心身の状況の変化に対応しながら、被災された方々が安心して暮らせるための取組を推進しますとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて必要な施策に取り組んでまいりますので、今後とも、御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、皆様には、本年4月1日から3年間の任期で、御多用にも関わらず、社会福祉審議会委員に御就任いただき、誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

皆様方には、任期中、主にこの社会福祉審議会に設置される専門分科会や部会において、専門的な事項について御審議等いただくこととなりますが、本日は、委員就任後、初めての会議になりますので、委員長の選任、副委員長の指名並びに各専門分科会・部会に属する委員の指名を行っていただき、その後、報告事項といたしまして、今年度の保健福祉部の重点方針や、今年度から開始する「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」などの新たな施策とともに、各種計画等について御説明させていただくこととしております。

本日は折角の機会でございますので、皆様方から社会福祉全般や御専門の分野に関する情報提供など、忌憚のない御意見をいただき、県の施策等をより充実させてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

佐野副知事におきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

3 委員紹介

(司会)

本日は、改選後第1回目の会議でございますので、御出席いただいております皆様方を名簿の順に御紹介させていただきます。

我妻 洋子 委員でございます。

浅野 元 委員でございます。

阿部 重樹 委員でございます。

奥村 秀定 委員でございます。

小幡 佳緒里 委員でございます。
小原 賀子 委員でございます。
加茂 雅行 委員でございます。
川村 勉 委員でございます。
黒田 清 委員でございます。
黒沼 篤司 委員でございます。
境 政幸 委員でございます。
坂下 康子 委員でございます。
雫石 理枝 委員でございます。
高橋 信宏 委員でございます。
卜蔵 康行 委員でございます。
細谷 仁憲 委員でございます。
本郷 道夫 委員でございます。
横山 隆光 委員でございます。
渡邊 耕良 委員でございます。

なお、委嘱状につきましては、机上に配付させていただいております。

それでは、県の主な職員を紹介させていただきます。

保健福祉部長 渡辺 達美 でございます。

保健福祉部理事兼次長 林 毅 でございます。

保健福祉部次長 佐藤 靖彦 でございます。

4 審議事項（１）委員長の選任について

（司会）

それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに、「4 審議事項（１）委員長の選任」についてでございます。社会福祉法第10条の規定により、委員長は委員の互選によることとなっております。委員長が選任されるまでの間、渡辺保健福祉部長が仮委員長を務めさせていただきます。

（渡辺保健福祉部長）

それでは、委員長が選任されるまでの間、仮委員長を務めさせていただきます。

先ほど司会が申しあげましたように、委員長は社会福祉法第10条の規定によりまして、委員の互選によることとなっておりますが、どなたか御意見はございませんでしょうか。

（意見なし）

御意見がなければ、事務局案の提示を求めるとのこととしてよろしいでしょうか。

それでは事務局案を示して下さい。

(坂井保健福祉総務課長)

それでは、私から事務局案を申し上げさせていただきます。

事務局といたしましては、東北学院大学の阿部重樹委員に委員長をお願いしたいと考えております。

(渡辺保健福祉部長)

只今、事務局の方から、阿部重樹委員を委員長に、という事務局案が示されましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認めますので、阿部重樹委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(阿部重樹委員了承)

それでは、阿部委員に委員長をお願いするということで、決定いたしました。

(司会)

それでは、阿部委員長におかれましては、委員長席の方へお進みいただき、大変恐縮ですが、一言御挨拶の方をお願いいたします。

(阿部委員長)

今日の審議会の議事進行をしばらくの間、努めさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。なお、議事の進行につきまして円滑な進行が図られますよう、皆様方の御理解とお力添えをお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、これよりの議事進行につきましては、阿部委員長をお願いいたします。

4 審議事項(2) 副委員長の指名について

(阿部委員長)

それでは、委員長として暫時議長を務めさせていただきます。

続きまして、「審議事項（２）副委員長の指名」に入ります。
本件について、事務局から説明をお願いいたします。

（坂井保健福祉総務課長）

それでは御説明申し上げます。副委員長につきましては、宮城県社会福祉審議会条例第４条第１項の規定によりまして、「審議会に副委員長を置き、委員長の指名によって定める。」とされております。従いまして、阿部委員長に、御指名をいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

（阿部委員長）

承知いたしました。

それでは、副委員長には、黒沼篤司委員を指名させていただきたいと思います。
黒沼委員、お引き受けいただけますでしょうか。

（黒沼委員了承）

はい、ありがとうございます。それでは、黒沼副委員長、副委員長席の方へお進みいただき、一言御挨拶をお願いいたします。

（黒沼副委員長）

一言御挨拶申し上げます。初めてのことで、とにかく誠心誠意務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

４ 審議事項（３）専門分科会・部会に属する委員の指名について

（阿部委員長）

黒沼副委員長、ありがとうございます。

次に、「審議事項（３）専門分科会・部会に属する委員の指名」について、事務局から説明をお願いいたします。

（坂井保健福祉総務課長）

それでは、御説明申し上げます。

はじめに、資料１の７ページをお開き願います。

当審議会は、４つの専門分科会と、７つの部会で構成されております。

専門分科会は、社会福祉法第１１条第１項による、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、宮城県社会福祉審議会条例第６条第１項による児童福祉専門分科

会，老人福祉専門分科会が設置され，それぞれの分野ごとに審議が行われております。

部会といたしましては，社会福祉法施行令第3条第1項による，身体障害者の障害程度を審査する審査部会，宮城県社会福祉審議会条例第7条第1項及び宮城県社会福祉審議会運営要綱によります，自立支援医療機関指定部会，育成部会，母子父子養護部会，保健部会，児童措置部会，保育所設置認可部会になります。

専門分科会並びに部会に所属する委員につきましては，社会福祉法施行令第2条第1項及び第3条第2項並びに宮城県社会福祉審議会条例第6条第2項及び第7条第2項の規定により，委員長が指名することとなっています。

以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。それでは，引き続いて，事務局より，委員の皆様の方科会・部会の所属案につきまして，説明をお願いいたします。

(坂井保健福祉総務課長)

引き続き，資料1の8ページ「宮城県社会福祉審議会分科会・部会所属（案）」を御覧下さい。本日，出席をいただいております委員の皆様が所属する各専門分科会及び各部会につきまして，各委員の御専門の分野等を考慮いたしまして，所属案を提案させていただきました。

委員の所属委員数は，民生委員審査専門分科会が7名，老人福祉専門分科会が10名，身体障害者福祉専門分科会が3名，うち審査部会に1名，自立支援医療機関指定部会に3名となっております。さらに，児童福祉専門分科会が7名，うち育成部会に2名，母子父子養護部会に4名，保健部会に2名，児童措置部会に4名，保育所設置認可部会に2名となっております。

次に9ページをお開き願います。

先ほど御説明いたしました委員長が指名する委員として，分科会・部会のみ御出席いただく「専門委員」の所属案でございます。

専門委員には18名の方々にお願いをしたいと考えておりますが，その内訳は，身体障害者福祉専門分科会が8名，うち審査部会に8名，自立支援医療機関指定部会に8名となっております。さらに，児童福祉専門分科会が10名，うち育成部会に5名，養護部会に1名，保健部会に2名，児童措置部会に1名，保育所設置認可部会に3名となっております。

各専門分科会及び各部会の審議内容につきましては，先ほど御覧いただきました7ページに記載されているとおりでございます。

以上でございます。

(阿部委員長)

只今事務局案が示されたわけですが、委員の皆様方におかれましては、8ページ、9ページに示されています事務局案をもって委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、各委員の皆様方どうかよろしく願いいたします。

なお、平成29年度全体会及び分科会・部会の開催状況については、参考資料1にございますので、のちほど御覧いただきたいと思えます。

また、平成30年度の個別の分科会・部会の開催に当たりましては、事務局より委員の皆様方にそれぞれ御連絡させていただくこととなっておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

5 報告事項(1)平成30年度保健福祉部の重点方針について

(阿部委員長)

それでは、次第「5報告事項」に入ります。はじめに、「(1)平成30年度保健福祉部の重点方針」について事務局より説明をお願いいたします。

(坂井保健福祉総務課長)

それでは、「平成30年度宮城県保健福祉行政の概要」につきまして、御説明させていただきます。資料2の1ページをお開き願います。

はじめに、「基本方針」ですが、平成30年度は、「宮城県震災復興計画」に定める「発展期」の3年間の初年度として、復興の総仕上げに向けて踏み出す年となりますが、応急仮設住宅には、今なお6千名を超える被災された方々が入居しているなど、震災からの復興にはまだ時間を要する状況にあります。被災された方々の生活環境と心身の状況の変化に対応するため、被災者の方々が安心して暮らせるための取組を推進してまいります。

また、復興後を見据え、地域包括ケアシステムの全県的な推進や、介護や障害福祉サービスの整備、子育て支援に対する経済的支援などにも着実に取り組んでまいります。

次に、「最重点項目」として3点を掲げております。

1点目の「医療・福祉人材の育成・確保対策」では、職場環境の改善による医療・介護職員の離職防止対策を推進するほか、医療従事者や、保育・介護の人材確保・養成・定着とともに、地域的な偏在の解消にも取り組んでまいります。

2点目の「困難を抱える県民を共に支える社会づくり」につきましては、被災者支援で培った経験を活かし、共に助け合う地域社会づくりを進めますとともに、子育て世帯への経済的支援や、貧困の連鎖を断ち切るための支援などに取り組んでまいります。

3点目の「誰もが活躍できる社会の推進」につきましては、すべての県民が地域や職場などで、それぞれの能力を発揮し、生きがいを実感できる社会の実現に向けて取り組むこととしております。

次に、「重点項目」の一つとして掲げております、「東日本大震災への対応」では、「被災者の生活環境の確保」、「安心できる地域医療の確保」、「未来を担う子どもたちへの支援」、「だれもが住みよい地域社会の構築」、この4つの柱を掲げて取り組むこととしております。

次に、右のページを御覧いただきます。

重点項目の「2」以降は「宮城の将来ビジョン」関連施策でございます。

初めに、「2子どもを生み育てやすい環境づくり」につきましては、少子化対策として結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援とともに保育所等利用待機児童の早期解消に向けて保育所整備への支援を行いますほか、要保護児童の自立支援や、児童虐待防止対策の強化に努めてまいります。

次に「3安心できる地域医療の充実」についてですが、医師・看護師などの育成・確保や、在宅医療、救急医療等の医療提供体制の整備促進とともに、総合的ながん対策を実施することとしております。また、都道府県単位化後の国民健康保険について、安定した制度運営を行ってまいります。

次に、「4生涯を豊かに暮らすための健康づくり」につきましては、「スマートみやぎ健康会議」を基盤とした健康づくりの活動や、歯と口腔の健康づくりの支援体制の充実を図りますほか、広域的な感染制御体制の整備や自死予防対策に継続して取り組み、県民の心身の健康づくりを支援してまいります。

次に、「5高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」につきましては、高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進いたしますほか、介護人材の確保・養成・定着と特別養護老人ホームなどの整備に対して支援を行ってまいります。

次に、「6障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」につきましては、障害者の雇用・就労及び賃金・工賃の向上に向けた支援のほか、医療的ケアを必要とする障害児者や、発達障害児者への支援体制の拡充などを図ってまいります。

最後に、「7安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実」でございますが、被災者支援のノウハウを生かした宮城型の地域支え合い体制の構築に努めますとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取組や、災害に対する備えを進めてまいります。

なお、資料2ページから9ページにかけて、各項目についての詳細を記述いたしました、重点方針の詳細版を添付してございますので、後ほど御覧願います。「平成30年度宮城県保健福祉行政の概要」につきましては以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。それでは、只今説明のありました「平成30年度保健福祉部

の重点方針」について皆様から御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは、重点方針ということですので、報告を承ったということにさせていただきます。

それでは、報告事項（１）につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項（２）宮城県ゆずりあい駐車場利用制度（パーキングパーミット制度）について

（阿部委員長）

次に、次第の報告事項（２）に移らせていただきます。報告事項（２）においては、今年度から始まる計画の概要や関係課が重点的に取り組んでいる事業等を説明していただきたいと思います。それではまず、最初に報告事項（２）「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度（パーキングパーミット制度）」について、事務局に説明をお願いいたします。

（鎌田社会福祉課長）

それでは、私から御説明させていただきます。資料は２の２になります。「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度を平成３０年９月３日から開始します」というタイトルになっています。

県では、障害者などの歩行が困難な者に対して、障害者等用の駐車区画の利用証を交付する宮城県ゆずりあい駐車場利用制度を平成３０年９月３日から導入いたします。

この制度は、パーキングパーミット制度として全国３６府県で導入されているもので、東北では山形県、福島県、岩手県そして秋田県で導入されております。

利用証の交付対象者は、資料の裏面に記載しておりますが、障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方となります。表に戻りまして、駐車区画を利用する際には、写真のとおり車のルームミラーに利用証を掛けて掲示することとなります。

利用証を使用できる駐車区画につきましては、県に協力の届出を行った商業施設や公共施設の駐車場となります。駐車区画につきましては、裏面のとおり幅広の「車椅子使用者優先区画」と「一般区画」と同じ幅の「ゆずりあい区画」の２種類を設けていただくようお願いしてまいります。車椅子使用者等、幅広の区画を必要とする方にはそちらを優先して使っていただくよう周知を図ることとしております。

また、利用証の申請につきましては、県庁への郵送並びに県庁及び保健福祉事務所、地域事務所も載っておりますが、こちらへの持参によることとなります。市役所・区役所・町村役場における申請受付は、現時点では行っておりませんが、将来市町村で行えるようお願いしていく予定としております。

申請のスケジュールですが、郵送による申請受付が平成３０年８月１日から、持参による申請受付は制度の運用開始日である平成３０年９月３日から始めてまいります。申請書につきましては、申請受付開始に合わせて、７月中旬から社会福祉課のホームページによ

るダウンロードや社会福祉課・保健福祉事務所等で配布予定でございます。

制度の運用のためには、できるだけ多くの駐車区画が必要となってまいりますので、現在県では商業施設あるいは公共施設へ協力をお願いをしているところでございます。本件につきましては以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。只今説明のありました「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度(パーキングパーミット制度)」につきまして、皆様から御質問等あればお願いしたいと思えます。

では、本件についても御理解をいただいたということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、報告事項の(2)につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項(3) 第7期みやぎ高齢者元気プランについて

(阿部委員長)

次に報告事項(3)「第7期みやぎ高齢者元気プラン」について事務局より説明をお願いいたします。

(諸星長寿社会政策課長)

長寿社会政策課長の諸星でございます。着座にて説明させていただきます。報告事項の3点目、「第7期みやぎ高齢者元気プラン」について、御説明いたします。資料は2-3の「第7期みやぎ高齢者元気プラン<概要版>」、A3版カラーの資料でございます。

このプランの策定経過につきましては、昨年度、外部の有識者で構成されます「みやぎ高齢者元気プラン推進委員会」におきまして、4度の審議を行いましたほか、今年1月にはパブリックコメントを実施しまして、広く県民の皆さまから御意見を頂戴いたしました。いただいた御意見については、必要に応じてプランに反映させております。

それでは、資料により説明をさせていただきます。

まず、このプランの策定趣旨でございますが、プランは、県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにし、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図るため、高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定するものでございます。計画の位置付けにつきましては、図に示しておりますとおり、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の下、関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県震災復興計画」や「宮城県地域医療計画」、「宮城県包括ケアシステムの推進に向けたアクションプラン」との整合性を図っております。計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間となります。第6期プランの計画期間が昨年度末で終了しましたことから、昨年度において、第7期のプランを策定したものでございます。

続きまして、このプランの基本的な考え方でございます。その下の欄になりますけれども、まず、計画の理念につきましては「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」であり、平成12年3月に最初に策定しました第1期プランより変わらない理念となっております。この基本理念のもとに3つの基本的目標を設定しております。目標の1が「みんなで支え合う地域づくり」、目標の2が「自分らしい生き方の実現」、目標の3が「安心できるサービスの提供」となっております。これらの基本的目標にそれぞれ3つずつの基本課題を設け、全部で9つの施策体系によりプランを構成しております。詳細は裏面になります。

次に、資料の中央の部分になります。続きましてこのプランで目指すべき社会の姿でございます。一つ目には、団塊の世代が75歳以上となります平成37年（2025年）を目途に、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進し、高齢者を主体にしながら、共生社会の実現を目指すこととしております。

二つ目に、県、市町村、事業者、団体、住民が連携し、一体となって、3つの基本目標に基づく施策に積極的に取り組み、高齢者が充実した生き方ができる長寿社会の構築を目指すこととしております。

三つ目の丸でございます。先ほども御説明しましたが、「宮城県震災復興計画」や「宮城県地域医療計画」等との整合を図りながら、みなで支え合い、自分らしい生き方を実現し、必要なサービスの提供を受けることのできる社会の構築を目指すこととしております。

その下の欄、高齢者福祉圏域でございます。圏域につきましては、保健医療サービスと福祉サービスとの連携をこれまで以上に確保する観点から、これまで7つの圏域としておりました高齢者福祉圏域を、今回策定しました第7期プランより、地域医療計画の二次医療圏と同じ4圏域とすることとなりました。

右側のグラフ等の資料になります。県内の高齢者の現状等でございます。上から「高齢者人口と高齢化率」、真ん中に「要介護（要支援）認定者」、「認知症高齢者人口」の推移を掲載しております。表のとおり、県内の高齢化率は増加の一途をたどっておりまして、要介護認定率や認知症高齢者人口も推計では増加し続けるということになっております。従いまして、県としましては、本プランで定めます目標のもとに、各種施策を鋭意推進し、「高齢者が地域で自分らしい生活を最期まで安心して送れる社会」を実現できるよう、積極的に取り組んでいくこととしております。

「第7期みやぎ高齢者元気プラン」については、以上でございます。

（阿部委員長）

はい。ありがとうございます。只今説明のありました「第7期みやぎ高齢者元気プラン」について皆様から御質問などありましたら、お願いしたいと思います。では、この報告についてはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは報告事項（3）

につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項（４）配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第５次）について

（阿部委員長）

続きまして、報告事項の（４）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第５次）」の概要について、事務局より説明をお願いします。

（末永子ども・家庭支援課長）

資料２－４Ａ３版の資料を御覧ください。まず初めに、資料上段「計画の位置づけ」でございしますが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法に基づきまして、今年３月に策定したところでございます。右側の計画期間は、平成３０年度から平成３２年度までの３箇年でございます。

次に、計画の目的及び基本的理念でございします。こちらは、上段の黄色の３段に記載のとおりでございします。また、この理念を実現するための三つの基本目標につきましては、中央の縦書き部分、一つめが暴力を許さない社会の形成、二つめが被害者等の相談・保護体制の充実、三つめが被害者等の自立に向けた支援でございします。これらにつきましては、前回計画から継続しており変更はございません。二つめ、三つめのところで、被害者等とございしますが、これは被害者のみならずその子どもへの対応にも重点を置くという意味でございします。

次に、現状や主な取組状況は左側の部分でございします。左下にあります「計画改定の背景との主な改定ポイント」について御説明させていただきます。大きく５つございします。

まず、１点目として、ストーカー規制法や刑法の一部改正などといった「DV関連法の一部改正」によりまして、国、自治体等の支援の明記や被害女性が一時保護の対象に加わったことなどがあります。２点目は、「市町村・民間団体等との連携強化」、これは、継続した視点になりますが、最も身近な市町村においてDV防止対策の取り組みをさらに推進することとし、これまでに全圏域で設置したネットワーク連絡協議会の活用により連携を強化しようとするものでございします。３点目は、「いわゆる面前DVへの対応」です。これが、今回の改定のポイントの一つですが、資料中央の「課題」とした丸囲みにもございしますとおり、増加する虐待事案への対応強化が平成２８年の児童福祉法の改正の目的にもなっており、とりわけ心理的虐待といわれる「面前DV」への対応を強化すべきと考えています。これは被害者本人のみならず、DVを目の当たりにした子どもにとっては心理的虐待であり、成長に影響が及ぶことから、こうした子どもに対する心のケアや保護の際の母親と同伴した子どもの学習支援などを充実して取り組むこととしております。４点目は「貧困対策等諸施策による支援と加害者更生への取組」ですが、こちらも、「課題」の２つめの丸囲みにもありますが、被害者の自立に向けた切れ目のない支援の構築に向けて継続的な

支援を一層充実させるよう取り組むものです。また、加害者更生プログラムや加害者相談に係る情報収集を引き続き進めて参りたいと考えております。

最後に、このたびの第5次計画においては、新たに計画の進捗とその検証のための目安として「2つの指標」を設定いたしました。現状として、DV防止計画を策定済みの市町村数は、平成29年4月現在19市町にとどまっており、また配偶者暴力相談支援センターについては県内2か所となっております。全ての県内市町村でこれらが策定あるいは設置されるよう、機会を捉え、説明や助言などを行って参ります。

次に「取組の方向性」ですが、資料右側から2列目に縦書きの3つの基本目標に対応して「1社会意識の醸成」から「3各種制度や専門的機関等の活用による支援」までの11項目の施策と、それに対応した取組内容について主なものとして15項目掲載しております。継続した取組が多くありますが、右側2つ目の学校におけるデートDV防止講座などは、人権教育の一環として学校教育との連携等により、引き続き力を入れていかなければと考えております。また、中段下の同伴児支援として、今年度から学習支援の専任職員を配置しましたが、子どもの心のケアの一層の充実引き続き取り組んでまいります。また、下から2つ目の自立のためのステップハウスの検討などについて、今回新たに加えました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第5次）」については、以上でございます。

（阿部委員長）

ありがとうございました。それでは、只今説明のありました「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第5次）」の概要について、御質問がございましたらお願いいたします。

では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画」についても、御理解賜ったということによろしいでしょうか。

それでは、報告事項（4）につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項（5）みやぎ障害者プラン・宮城県障害福祉計画について

（阿部委員長）

それでは、次に報告事項（5）「みやぎ障害者プラン・宮城県障害福祉計画」について事務局より説明をお願いいたします。

（小松障害福祉課長）

障害福祉課の小松でございます。よろしくお願いたします。

私からは報告事項の（5）「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」について報告をさせていただきます。資料2-5を御覧ください。

はじめに、「1趣旨」でございますが、「みやぎ障害者プラン」、「宮城県障害福祉計画」

とも、これまでの計画期間が満了いたしましたことから、昨年度、平成29年度に新たな計画を策定したものでございます。2つの計画を対比しながらその違い等について御説明させていただきます。

まず、「根拠法」につきましては、プランは障害者基本法、障害福祉計画につきましては障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、作成したところでございます。

計画の「性格」についてですが、プランは障害者施策の基本的な計画として、理念ですとか方向性、あるいは具体の取組内容を記載した施策集のような性格を有しているものでございます。一方、障害福祉計画につきましては、サービス量の確保等に関する数値目標を掲げた指標集のような性格を有しております。

「計画期間」につきましては、プランは6年間としております。一方、障害福祉計画につきましては、全国一律で3年間と定められているところです。

計画の策定に当たりましては、いずれも国の基本方針等に即して策定することになりますが、障害福祉計画につきましては、サービスの実施主体である市町村の計画と整合性を図る必要があるということになっております。

また、法の定めにより、いずれの計画も、県の障害福祉施策に関する審議会の意見を聴かなければならないとされております。

本日、時間も限られておりますので、「2策定の経過等」につきましては説明を割愛させていただきます。プランと障害福祉計画の構成については次の資料で御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。「みやぎ障害者プラン」の概要を御覧ください。

はじめに、「1プランの施策体系」でございしますが、基本理念といたしまして、「だれもが生きがいを実感しながら共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を掲げております。プランの体系イメージにありますとおり、この基本理念を①から③の要素に分けた上で、3つの「重点施策」を掲げてございます。

資料の「2重点施策」を御覧いただきたいと思えます。まず、重点施策の一点目は「障害を理由とする差別の解消」ということでございます。この分野の課題といたしましては、障害等に対する理解・関心の不足が挙げられております。

このため、イメージ図のとおり、障害等に対する理解・関心の醸成に向け、図の下からになります。行政等における配慮、普及啓発・広報、相談体制の整備、関係機関との連携に取り組んでまいります。特に、普及啓発・広報につきましては、この後の報告事項でも説明をさせていただきますが、ヘルプマークや、先ほども御説明しましたパーキングパーミットといった新たな取り組みを行うこととしております。

右のページに戻っていただきまして、重点の二つ目は「雇用・就労等の促進による経済的自立」でございします。この分野の課題といたしましては、年々上昇はしておりますが、法定雇用率に達していないという状況にある障害者雇用の更なる拡大と、福祉的就

労における工賃の向上が挙げられているところがございます。

このため、イメージ図にありますとおり、雇用機会の確保、工賃向上に向けまして、就労支援施設等の経営力の向上、就業機会の多様化促進、障害者就労施設等からの優先調達、職業訓練や能力開発、安定した雇用の確保に取り組んでまいります。

重点事項の3点目は「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」ということでございます。県では、これまでも障害のある方の地域生活に向けた取組を進めてまいりましたが、グループホーム等の地域生活の場の整備、あるいは身近な地域での利用者本位のサービス提供体制の整備を一層充実させていくことが求められています。

このため、イメージ図のとおりでございますが、安心な地域社会の実現に向けまして、下からですが、介護人材の確保・育成、住まい・支援拠点の整備やセーフティネットの構築、サービスの質の確保・向上に取り組んでまいることにはいたしております。

「みやぎ障害者プラン」の説明については以上でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、「宮城県障害福祉計画」の概要についてを御覧いただきたいと思っております。

「1 提供体制の確保に係る目標」の「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてですが、「地域生活の移行者数」につきましては、市町村の実情等を勘案いたしまして、平成28年度の施設入所者数の約6パーセントにあたります113人とするとともに、「施設入所者数の削減」につきましては、前期の計画に引き続きまして、設定しないことといたしております。

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、いずれも国の基本指針に準拠した目標を設定してございます。

「(3) 地域生活支援拠点等の整備」につきましては、これも第4期の計画に引き続きまして、各圏域に1か所以上整備するという目標にいたしてございます。

「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、「年間一般就労移行者数」を平成28年度実績の約1.6倍に相当します460人といたしております。「就労移行支援事業の利用者数」につきましては、実績の約29パーセント増となります871人といたしたほか、その他の項目につきましては、国の基本指針どおりの数値目標といたしました。

「(5) 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標」につきましては、国の基本指針に準じた目標設定といたしました。

「2 支援の種類ごとの見込量等」を御覧いただきたいと思っております。ここでは、市町村に対する調査に基づきまして、サービス量の実績と見込量につきまして、グラフでお示しをしております。いずれのサービスも利用の増加見込みとなっております。

最後に「3 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置」を御覧いただきたいと思っております。ここでは、「みやぎ障害者プラン」にも盛り込みました施策等を中心に、

「サービスに従事する人材の確保」などに取り組んでいくこととしてございます。
少し長くなりましたが、プランと障害福祉計画の説明については以上でございます。

(阿部委員長)

それでは、只今御説明いただきました「みやぎ障害者プラン」と、併せて御説明いただきました「宮城県障害福祉計画」について、御質問などありましたらお伺いしたいと思います。

それでは、報告事項（５）につきましてもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、報告事項（５）につきましては以上とさせていただきます。

5 報告事項（６）ヘルプマークについて

(阿部委員長)

先ほどの報告事項（５）の中でも触れられておりましたが、次に報告事項（６）「ヘルプマーク」について事務局に説明をお願いいたします。

(小松障害福祉課長)

引き続きまして、障害福祉課から報告させていただきます。資料２－６「ヘルプマークについて」を御覧願います。

「1 概要」ですが、ヘルプマークの趣旨でございますけれども、内部障害あるいは難病など、外見から分かりにくい困難を抱える方への配慮、支援を促すもので、写真のとおりにカバン等に下げるストラップ型で計画をしております。

平成２４年１０月に東京都で導入いたしまして、現在１９の都道府県が導入済みでございます。このマークにつきましては、平成２９年７月にＪＩＳ化されておまして、今後一層普及するとともに、マークの持つ意味等についての認知度が向上する見込みとなっております。

(２)の本県の取組でございますが、先ほど御説明したプランの重点施策に導入を明記しておまして、具体的には、本年度当初予算で関連経費を計上しておまして、今後、普及イベントの開催等と併せまして、１２月の障害者週間を目処に配布を予定しているところでございます。

ヘルプマーク導入の効果につきましては、イメージ図を御覧いただきたいと思います。マークを持つということで、「何かあったときに、理解や支援をしてもらえる」というような御本人の安心感ですとか、御家族、支援者の方の安心につながるほか、このマークにシールで緊急の連絡先等を記載することができるんですけども、そうしたところの記載で情報あるいはコミュニケーションの支援になるものと考えてございます。

さらには、マークが普及ということになりますと障害に対する理解が促進されるということと、共に尊重し、お互いに支え合う文化が醸成されることが期待されるものと考

えてございます。

今後の予定ですが、作成につきましては、コストや製造方法から、現在は県外の企業一社が独占販売をしているところですが、県内の就労支援事業所等へ何らかの発注ができないかということ調整してまいります。

配布対象につきましては、配慮が必要な方であれば、あまり限定しないで配布することを予定してございます。

配布方法は、基本的には窓口での配布を想定しています。

最後に何よりも大切と考えておりますのが、このマークが何なのかということを知ることが必要であるという風に考えてございまして、そうした認知度を高めるために、例えばシンポジウムですとか、そうした普及啓発イベントの開催を予定しているところでございます。あわせまして、ポスター等の作成・配布に加えまして、民間企業ですとか学校、そうしたところへ周知活動を予定してございます。加えまして、交通事業者や関係団体の方にも働きかけを行ってまいりたいと考えております。

ヘルプマークについては以上でございます。

(阿部委員長)

それでは、只今説明がありました「ヘルプマーク」について、皆様から御質問などございませんでしょうか。

それでは、横山委員お願いいたします。

(横山委員)

作製は、県外企業が一社で独占しているということで、県内での製造方法を今、調整しているということですが、いかがでしょうか。県内では作れそうな感じでしょうか。

(小松障害福祉課長)

県外の企業にこのマークの特許等がございまして、形や色合いとかが厳密になっております。本体のプレートは難しいかと思っておりますが、それに貼ります情報が書き込みできる部分のシールや、あるいはストラップの部分、あるいは袋詰めとか、そうしたところを何とか県内の事業者でできないかと考えており、近々、県外の企業の方に出向いて調整をしていくという段階でございまして、まだ見込みまではたっていないという段階でございます。

(阿部委員長)

これでよろしいでしょうか。

(横山委員)

はい。

(阿部委員長)

他にはございませんでしょうか。
では、境委員をお願いします。

(境委員)

境でございます。ヘルプマークは、19の都道府県が導入済みということなんですが、本人にとっては「私は困難を抱えています」ということを表示するわけですね。東京とか他で導入しているところの普及数というのはどのような形になっているのでしょうか。

(小松障害福祉課長)

数的なところでしょうか。

(境委員)

数でもよろしいのですが、どのくらい普及しているかということです。

(小松障害福祉課長)

他の都道府県の導入の数ということでの答えとなりますが、東北ですと青森県が導入済みで、作成は19,500、配布については1,500という数字になります。神奈川県ですと現在配布数が累計で20,000個程度、岐阜県ですと16,000強くらいの数字になっております。

(阿部委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。
それでは、「ヘルプマーク」について他に御質問等ありませんので、以上とさせていただきます。

5 報告事項(7)被災者の心のケアについて

(阿部委員長)

それでは続いて、報告事項(7)「被災者の心のケア」について事務局より説明をお願いいたします。

(小松障害福祉課長)

障害福祉課から三点目の報告をさせていただきます。資料2-7「被災者の心のケアについて」を御覧いただきたいと思います。

まず、「1心のケアの取り組み」についてですが、県では、東日本大震災の後の被災者の方の心の問題に対応するために、平成23年12月に「心のケアセンター」を設置いたしまして、その後、平成24年4月に石巻市と気仙沼市に地域センターを開設し、電話相談あるいは面接相談といった直接支援のほか、メンタルヘルスの講演会やサロン活動などを通じまして、被災者の心のケアに取り組んできたところでございます。

加えまして、甚大な被害がありました石巻地域あるいは気仙沼地域の精神科未受診者等を対象にした「アウトリーチ事業」、出向いて診察等を行う事業ですが、そうした訪問支援や、仙台市が行っている心のケアに対する人件費補助等を通じて、支援に取り組んできたところでございます。

「2心のケアの課題」についてですが、(1)のとおり震災から7年を経過した現在におきましても、特に災害公営住宅に入居している方で、心の問題を抱える被災者の方が依然として高い割合で存在しているところでございます。また、(2)のところですが、平成20年から平成26年における精神疾患の受診者数の伸びも1.9倍と全国平均よりもかなり高く推移をしてございます。(3)のところになります。震災関連の自殺・自死の方も一定数おられるという状況になっているところでございます。

「3心のケアの支援ニーズ」ですが、(1)のとおり、「心のケアセンター」における相談状況は横ばいで推移をしております。特に被害の大きかった石巻地域では5,000件程度と高止まりの状況にございます。それから、気仙沼地域では2,000件程度ですけれども、いまだに増加傾向にあるということから、(2)のとおり、沿岸部市町からも平成33年度以降も継続した支援について強い要望があるところでございます。また、心のケアセンター、ここは精神保健福祉士や臨床心理士などの専門職の方が活動を行ってございまして、そうした市や町から直接的な被災者への支援のみならず、色々な困難事例などへの関わり方などについての助言なども求められているところでございます。

このため、県といたしましては、「4今後の方向性」のところですが、震災復興計画期間終了後になります。平成33年度以降も心のケアセンターの機能を維持することが必要であると認識しているところでございます。

「今年度の取り組み」といたしまして、被災地域の現状や課題の再調査を行うほか、関係機関と協議を行いながら、計画期間終了後の平成33年度以降の心のケアの体制を検討していくことと併せまして、その財源の確保を国に対して強く要望していくこととしてございます。

被災者の心のケアについては以上でございます。

(阿部委員長)

では、只今説明がありました「被災者の心のケア」について、同様に御質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、坂下委員お願いいたします。

(坂下委員)

この資料の一番下にあります「33年度以降も、「心のケアセンターの機能を継続する」」、これは3月に質問したときに知事も明言されていて、継続をするということは分かったんですけども、継続の仕方は、今のセンターをそのまま残して今の形でやるのか、それとも市町に対する強化をして、市町の方でやるのか、そういった方針について大体どのくらいの目処で、どこの会議というか、どこのセクションで話し合われることになるのかお伺いしたいと思います。

(小松障害福祉課長)

まさに今、この関係機関、被災市町、保健所、それから県の機関ですが、精神保健福祉センターとか、心のケアセンターとの協議を始めたところでございます。これまで、二回か三回くらいの会合を持っており、今後も頻繁に会議を進めていくことにしております。そうしたところでの協議を踏まえまして、今、委員からお話のございましたという体制がいいのかということ、その協議を通じて検討していくという段階でございます。今現在、このセンターとして引き続きやっていくのか、御指摘いただいたとおり市町におろしていくのか、見極めるためにまさに今検討をしているという段階で、まだどういった形かというのは見えていない段階でございます。

(坂下委員)

それは分かりましたけれども、この2、3回やった会議には、名前がついているんですか。どういう名前の会議になるわけですか。

(小松障害福祉課長)

正式に名称がついているかどうかなんです、県の職員がセンターに出向いていたりして検討をしておりました。

(坂下委員)

次はいつあるかとかはまだ決まっていないんでしょうか。

(小松障害福祉課長)

結構頻度を高くやっております、来週か再来週には次の会議があると思います。

(坂下委員)

はい、わかりました。

(阿部委員長)

その他に御質問等ございますでしょうか。

それでは、報告事項(7)「被災者の心のケア」につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項(8) 青少年行政の取組について

(阿部委員長)

続きまして、報告事項(8)「青少年行政の取組」について事務局より説明をお願いいたします。

(柴崎共同参画社会推進課長)

共同参画社会推進課の柴崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。説明は着座にてさせていただきます。当課では、審議会の中で、育成部会を担当しておりまして、その中では青少年健全育成条例に基づきまして、有害図書類の指定に係る審議を委員の先生方をお願いしておりまして、大変お世話になっております。

本日は、当課で担当をしております青少年行政施策の概要につきまして、御説明をさせていただきますと思います。資料については2-8と、事業のチラシを付けておりますので併せて御覧ください。

まず、施策の体系というところでございますけれども、青少年の健全育成の推進ということで、大きく3本の柱に分けてございますけれども、一つは「青少年行政の総合調整」、「健全育成」、それから「非行防止対策の推進」ということで、大きく3つの柱で取り組んでいるところでございます。まず、最初の「青少年行政の総合調整」につきましては、ここがございますけれども、「青少年の健全な育成に関する基本計画」というものを策定しておりまして、これに基づきまして青少年の健全育成対策あるいは青少年の非行防止対策に係る総合的な施策の推進を図っているところでございます。この計画の進行管理に当たりましては、県の附属機関でございます「青少年問題協議会」の委員の皆様方に御意見を伺ったり、県庁内の組織になりますけれども、知事が本部長となっております青少年健全育成推進本部というものを設置いたしまして、部局横断型の推進体制におきまして、総合的かつ包括的な計画の推進を図っているところでございます。

また、ここに「子ども・若者支援体制強化事業」というものがございますけれども、子ども・若者に対する支援体制の強化を図る関連といたしまして、教育や福祉、あるいは保健、医療、雇用等の関係機関で構成されます「子ども・若者支援地域協議会」を設置いたしまして、関係機関との連絡調整を図りながら、進めてございます。

また、青少年専門員という方を、県庁の中、当課の中に2名と、北部と東部の地方振興事務所に各1名ずつ配置をいたしまして、それぞれの地区の市、町の地区の学校や関係団

体と連携して、青少年健全育成に係るそれぞれの取組を進めているところでございます。

以上が総合調整の部分となりますけれども、次の健全育成対策の推進につきましては、ここに「みやぎ若者活躍応援事業」というものがございますけれども、こちらの裏面の方を御覧ください。こちらにございますように、青少年健全育成事業の柱といたしまして、震災後の宮城を担う人材育成を目的といたしまして、こういった事業を展開しているところでございます。この事業は（１）から（３）までございますが、大きく分けて三つの事業で構成をされておりました、それぞれの（１）の事業が終わった後、（２）に進むというステップアップをしていく形で事業構成されております。

まず、ネクストリーダー養成塾事業でございますけれども、チラシを御覧いただいたほうが早いかもしれないのですが、昨年も実施しておりましたが、今年も８月の上旬に２泊３日で中学生を対象とした合宿形式の養成塾というものを実施しております。中では知事や各界で活躍されている講師の方々のお話を伺ったり、同年代の参加者とのグループワークを通しまして将来の夢や目標について考える機会を中学生に持ってもらいたいということで始まった事業でございます。昨年は４０人ほどの募集に対しまして、５０人の参加がありまして、講師陣の方のお話を聞いて参加された中学生の皆様方も自分の行動とか発言に自信を持てるようになったとか、将来の夢について少し前向きに考えることができるようになったなどというような感想をいただいているところでございます。こうしたネクストリーダー養成塾の次のステップといたしまして、（２）の「みやぎの青少年意見募集事業」というものがございます。これは、青少年に青少年政策モニターとして登録をしていただきまして、県の政策課題等についての意見の発表をしていただきます。さらに、その中で人数を絞ってですけれども、実際に県庁に来ていただいて、提案した内容などにつきまして職員等と意見交換をしていただくという事業でございます。

（３）につきましては、さらにこういったネクストリーダー養成塾に参加した方や、発表をした方が実際にいろいろな場面でリーダーとして活躍していただけるように、卒業生の皆様方に情報提供をしております。というのが、こちらで実施しております若者活躍応援事業の概要になります。

続きまして、ページを戻っていただきまして、三番目の柱になります「青少年非行防止対策の推進」でございますが、この中では特に「インターネット安全利用推進事業」、「安全安心利用推進フォーラム」という事業でございますけれども、これにつきましては、最近、青少年に係るインターネットをめぐるトラブル等が増えています。ここで、インターネットに関わるいろいろな非行などを未然に防ぐということで、安全利用に対する推進フォーラムなどを昨年も開催しておりました、今年も利用推進フォーラムですとか、あるいは安全利用に係る啓発用のパンフレットの配布などを予定しております。また、場合によっては学校とかPTAなどで行う研修会に出前講座ということで職員を派遣して、安全に関するお話などをさせていただいているところでございます。

最後に、青少年健全育成条例の施行に関することといたしましては、非行を誘発するお

それのあるような行為を防止するために、例えば有害図書類の指定でありますとか、あるいは図書類を扱う事業者に対する店頭の指導というものを行ってございましたほか、青少年の環境浄化モニターという方を委嘱しております、全県では100名ちょっととなりますけれども、そういった方々から青少年有害環境の実態把握といったものについての御報告を県の方にいただいております。

以上、私の方からは簡単ではございましたけれども、青少年行政の概要につきまして、御説明させていただきました。

(阿部委員長)

ありがとうございました。只今の「青少年行政の取組」についての説明につきまして、御質問などありましたら伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。報告事項(8)「青少年行政の取組」につきましては以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次第の「その他」の前にですが、このような機会ですので県の保健福祉分野の行政に関する事で、お考えなどございましたら御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

突然言われても困るというところもあろうかと思えます。私も、お願いをしてから申し訳ない思いを持ってしまいました。

それでは、次第に戻らせていただきまして、「6その他」です。

6 その他

(阿部委員長)

それでは、「6その他」でございますが、まずは、本日御出席の委員の皆様方から何かこの機会に御紹介とかございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。何か御準備されていることとかありましたらお願ひしたいと思います。あるいは、今直前にお願い申し上げたことですが、御発言何かありましたらお願ひしたいと思います。

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局の方から本日、その他として何かございますでしょうか。

(坂井保健福祉総務課長)

ございません。

(阿部委員長)

それでは、「その他」は特にないと言うことですので、以上をもちまして本日の議事の一切を終了し、事務局へ進行をお返ししたいと思います。委員の皆様方には、円滑な進行につきまして御配慮いただきましたこと、本当に心からお礼申し上げて、私の役目を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(司会)

委員の皆様方、長時間にわたり大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。